

## 仕様書

### 1 業務名

令和2年度後期高齢者医療療養費申請情報入力等事務に係る労働者派遣業務

### 2 就業場所及び組織単位

就業場所 長崎県後期高齢者医療広域連合事業課

長崎県長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館5階

組織単位 事業課

### 3 派遣期間及び人数

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで1名を派遣すること。

※派遣期間中はやむを得ない場合を除き、同一人を派遣すること。

### 4 就業日及び就業時間

(1) (2) を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。

休憩時間は午後12時00分から午後1時00分までとする。

時間外労働及び休日労働については、1か月45時間、1年360時間の範囲で命じることができるものとする。

予定総就業時間数は1883時間15分とする。

(2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を休日、12月29日から12月31日まで及び1月2日から1月3日までは休日とする。

### 5 業務内容

派遣期間において、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）を使用して療養費支給申請書情報入力及び付帯する業務を行う。

#### (1) 業務の範囲

##### ア 入力業務

- ・申請書受付及び確認作業
- ・申請書情報標準システム入力作業
- ・入力内容確認作業
- ・入力エラー修正等作業

##### イ 申請書整理業務

- ・申請書等文書整理作業
- ・指定申請書引抜及び印刷作業

##### ウ ア・イに付随する業務

#### (2) 処理件数

派遣期間内の1か月処理見込み件数は下記のとおりである。

あんま・マッサージ及びはり・きゅう療養費支給申請：3,000件

治療用補装具療養費支給申請書：600件

(3) 作業上の注意事項

ア 申請書の記載内容、添付書類を確認し、不備があれば入力対象外とすること。

イ 入力誤りについては再入力し正確なデータを作成すること。

6 業務に伴う責任の程度

事業課係員程度であり、付与される権限はなしとする。

7 派遣労働者の条件

(1) パソコンに関して基本的な知識があり、基本的な操作ができる者。

(2) 反復的かつ大量のデータを確実に入力する必要があるため、派遣先からの指示に従い、的確にパソコン操作を行うことができる者。

8 就業に関する責任者等

(1) 派遣元責任者

契約締結後派遣先に通知するものとする。

(2) 派遣先責任者等

責任者、指揮命令者及び苦情処理者については、契約締結後派遣元に通知するものとする。

(3) 派遣元は、派遣先と緊密な連携をもって、苦情その他派遣労働者の就業に関し生じる問題の適切かつ迅速な処理・解決に努めるものとする。

(4) 派遣先は、当該業務の実施に当たり、派遣労働者から苦情の申し出があった場合、当該苦情の内容を速やかに派遣元に通知するものとする。その際、派遣労働者からの苦情の申し出の受理は書面に限ることとし、当該苦情に係る書面には次に掲げる事項を記載することとする。

ア 苦情の内容

イ 苦情の発生年月

ウ 苦情の解決に係る要望

9 派遣料金の支払い

(1) 本広域連合は派遣元に対して派遣料金を月額で支払うものとし、その金額は派遣労働者1人1時間当たりの単価に当該派遣労働者の実労働時間を乗じて得た額とする。次の各号に定める実労働時間がある場合、当該実労働時間に係る派遣労働者1人1時間当たりの単価は、契約金額にそれぞれ次の区分に定める割合を乗じて得た額とする。

ア 1日の実労働時間が7時間45分を超える場合 100分の125

イ 休日に勤務した場合 100分の135

ウ 深夜（午後10時から翌日午前5時まで）の間である場合は、上記①②に100分の25を加算した割合とする。

- (2) 派遣元は(1)にて算定した総計に消費税額及び地方消費税相当額を加算した額(1円未満は切り捨てる。)を本広域連合に請求するものとする。
- (3) 派遣料金には、通勤手当、社会保険及び労働保険料、諸経費を含むものとする。

#### 1.0 守秘義務の遵守

派遣元及び派遣労働者は、本業務の履行に当たり、派遣先の個人情報を取り扱う端末を使用するときは、個人情報の保護について、関係法令、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、長崎県広域高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則及び別記「個人情報取扱特記事項」並びに派遣元における個人情報保護の規定等(以下「関係法令等」という。)に基づき必要な個人情報の保護に関する措置を講じ、関係法令等を遵守しなければならない。なお、本契約の履行に当たり派遣元及び派遣労働者が関係法令等に違反したときは、本広域連合は契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

#### 1.1 派遣労働者の交替

- (1) 派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達し得ない場合、派遣先は派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができる。なお、この場合の経費は、派遣元の負担とする。
- (2) 派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交替する場合には、原則として交替する日の30日前までに派遣先に連絡すること。

#### 1.2 代替人員の確保

派遣労働者が、休暇や欠勤などの理由により、勤務できない場合には、派遣元は代替の派遣労働者を派遣することとする。ただし、派遣先が代替の派遣労働者の派遣が必要ではないとした場合には、この限りではない。

#### 1.3 引継

派遣元は、新たな派遣労働者(代替を含む。)を派遣する場合等、当該派遣労働者に対して、派遣先が必要と認める期間、業務の引継を現任の派遣労働者に行わせるとともに、業務に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。この業務引継にかかる費用は、派遣元の負担とする。

#### 1.4 派遣労働者の限定

無期雇用派遣労働者及び60歳以上に限定しないものとする。

#### 1.5 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

派遣先は、労働者派遣契約の期間の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する意思がある場合には、派遣元にあらかじめその旨を通知するものとする。

## 16 その他

- (1) 派遣元及び派遣労働者は、業務遂行にあたって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議のうえ決定するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 派遣元及び派遣労働者は、個人情報（個人に対する情報であって、特定の個人が識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 派遣元及び派遣労働者は、この契約の履行に当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3 派遣元及び派遣労働者は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第4 派遣元及び派遣労働者は、データ、プログラム等及びその関係資料の全部又は一部を、派遣先の許可なく複写し、又は複製してはならない。

### (持ち出しの禁止)

第5 派遣元及び派遣労働者は、個人情報が記載された資料等を派遣先の許可なく勤務場所以外に持ち出してはならない。

### (滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第6 派遣元及び派遣労働者は、個人情報が記載された資料等を滅失、改ざん及び損傷してはならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 派遣元及び派遣労働者は、派遣先が指示したときを除き、この契約の履行に当たって知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (派遣労働者への指導)

第8 派遣元は、派遣労働者に対し、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な指導を行わなければならない。

## 別記

### (指示等)

第9 派遣先は、派遣労働者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、派遣元及び派遣労働者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

### (調査)

第10 派遣先は必要に応じて検査を実施することができる。検査の際には、派遣元は派遣先が求める関連資料等を速やかに提示しなければならない。

### (資料等の返還)

第11 派遣元及び派遣労働者は、この契約の履行に当たって使用した個人情報が記載された資料等は、この契約の終了後速やかに派遣先に返還し、又は引き渡すものとする。

### (事故報告)

第12 派遣元は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに派遣先に報告をおこなうとともに、必要な措置を講じなければならない。

### (罰則)

第13 派遣元及び派遣労働者が在職中又は退職後に行った行為に対する刑罰

- ① 派遣元及び派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前述のものも含む。）を第三者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。（長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第35条）
- ② 派遣元及び派遣労働者がこの契約の履行に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者に不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。（同条例第36条）